

19 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【提言の内容】

- (1) 教育課題に対応する教職員定数を改善すること。
- (2) 給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を政令指定都市へ移譲すること。
- (3) 公立高校の実質無償化、私立高校生の学費負担減の実施にあたって、全額国庫負担とし、できるだけ早期に国の制度設計を明らかにするとともに、事務量の軽減にできる限り配慮すること。

(背景)

- 平成20年7月に教育振興基本計画が閣議決定され、この計画においては、授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施、学力向上のための少人数指導、特別支援教育の推進、外国人児童生徒等の教育などとともに、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるために必要となる教職員定数の適正な配置に取り組むとされている。
- 本県では、平成16年度から実施している小学校第1学年の35人学級を平成20年度から第2学年に拡充し、さらに今年度には中学校第1学年に拡充したところである。
また、小中学校において少人数指導授業を実施しているが、確かな学力を身に付けさせるためには、個に応じたきめ細かな少人数教育の更なる推進が求められている。
- また、市町村立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は平成20年9月1日現在、小学校4,372人、中学校1,366人で、いずれも全国最多となっており、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、専任教員の配置の充実が喫緊の課題となっている。
- 地方分権推進本部より平成20年6月に地方分権推進要綱（第1次）が示され、都道府県から既に人事権が移譲されている政令指定都市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学校編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直すことが明示された。
- 国において、公立高校の実質無償化、私立高校生の学費負担軽減を22年度から実施するとの方針が示されたが、実施に当たっては、事務費を含め全額国庫負担によることはもとより、受験生の進路決定の時期等を考慮し、早期に制度設計を明らかにするとともに、都道府県及び私立学校設置者の事務負担軽減にも十分な配慮が求められる。

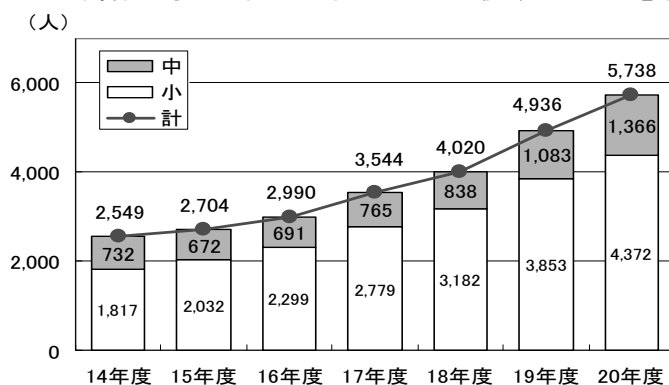
(参 考)

1 少人数学級（35人編制）の実施状況【本 県】

年度	実施学年	市町村数	増加学級数	該当校数
16	小学校第1学年	29市25町村	243学級	243校
17		32市18町村	264学級	264校
18		35市18町村	278学級	278校
19		35市14町村	262学級	262校
20	小学校第1・2学年	35市20町村	534学級	424校
21	小学校第1・2学年 中学校第1学年	35市21町村	736学級	631校
22 (予定)	小学校第1・2学年 中学校第1学年		738学級 (見込み)	

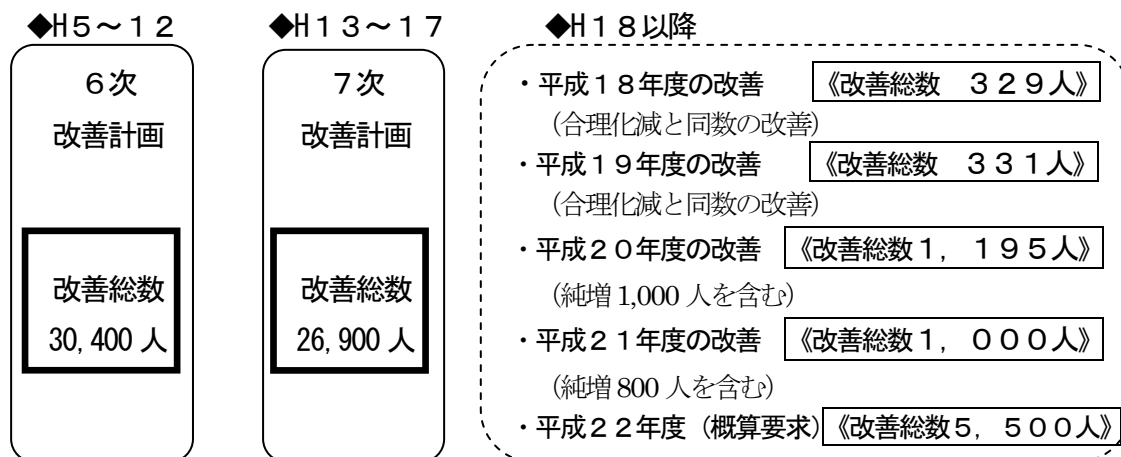
※実施校(研究指定校)へは、1学級増につき教員1人を加配。

2 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況【本 県】

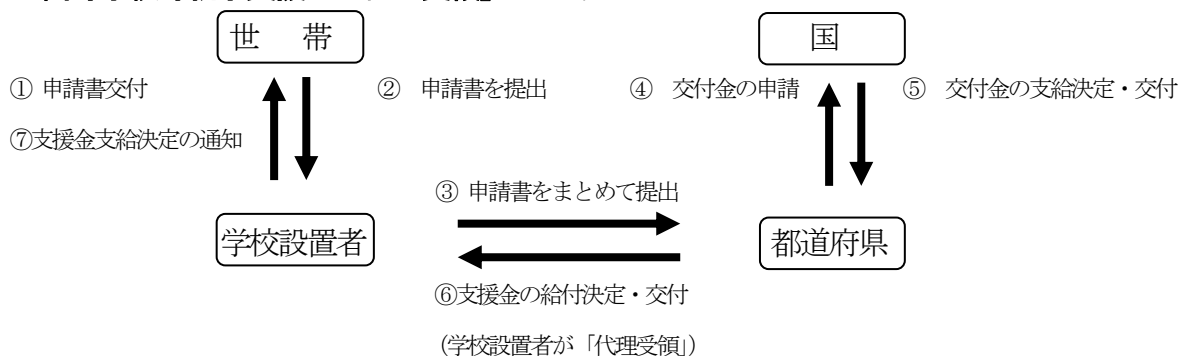


※「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査結果(9月1日現在)」(文部科学省調査)

3 教職員定数改善計画の状況



4 高等学校等就学支援金「代理受領」のスキーム



※なお、都道府県立高校の場合は、学校設置者と都道府県が同一主体であるため、実質的には内部事務で処理することとなる。